

平成30年三重県議会定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎所管事項説明

- 1 県が所有する特定建築物等の法定点検に係る今後の対応について・・・ 1
- 2 平成30年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報）について 9
- 3 三重県市町受援計画策定手引書（中間案）について・・・・・・・・・・ 23
- 4 市町タイムライン基本モデル（中間案）について・・・・・・・・・・ 27
- 5 平成30年台風接近に関する災害対策活動について・・・・・・・・・・ 31
- 6 平成30年度大規模津波防災総合訓練について・・・・・・・・・・ 35
- 7 「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（仮称）
の中間案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

◎別冊資料

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 別冊資料1 | 平成30年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報） |
| 別冊資料2-1 | 三重県市町受援計画策定手引書（中間案） |
| 別冊資料2-2 | 三重県市町受援計画策定手引書（中間案）市町受援計画ひな型 |
| 別冊資料3 | 市町タイムライン基本モデル（中間案） |
| 別冊資料4 | 三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画（仮称）
（中間案） |

平成30年12月11日

防災対策部

1 県が所有する特定建築物等の法定点検に係る今後の対応について

1 法定点検未実施の原因等と対応方針

建築基準法で定める点検が未実施となっている県有の特定建築物及び特定建築設備等について、各部局において、法定点検を実施していなかった期間等を調査するとともに、点検の時期や実施方法など今後の対応方針を検討した結果、その内容は次のとおりです。

(1) 法定点検を実施していなかった期間

法定点検を実施していなかった期間は施設により異なりますが、平成 17 年の建築基準法の改正以降、または、当該特定建築物等の初回の点検時期が到来した時点以降、一度も点検を実施していない施設が多くを占めています。

○特定建築物

- ・法定点検を一度も実施していない特定建築物の棟の数 162棟
- ・一部の期間に法定点検を実施していた特定建築物の棟の数 4棟

○特定建築設備等

- ・法定点検を一度も実施していない特定建築設備等を有する棟の数 156棟
- ・一部の期間に法定点検を実施していた特定建築設備等を有する棟の数 38棟

※詳細は別表資料（P5）のとおりです。

(2) 法定点検未実施の主な原因

- ・建築基準法が改正され、法定点検が義務づけられた際に、特定行政庁への確認不足や思い込みなどにより、所管する施設が特定建築物であると認識しなかった。
- ・定期的に点検を行っていたが、建築基準法の法定点検制度を十分に認識していなかったため、定められた点検項目や方法等の要件を満たしていなかった。
- ・本体施設が特定建築物に該当しなかったため、その施設に付随する施設も特定建築物に該当しないと考えてしまった。
- ・当初は点検を実施していたが、引き継ぎが不十分であったこと等により、途中から点検を実施しなくなった。
- ・平成 28 年に国土交通省への資格者登録制度の改正が行われたが、制度への理解が不十分であったため、以降、資格を有しない者により点検を実施していた。
- ・特定建築設備等についても特定建築物と同じく 3 年以内に一度の点検であると誤認していた。

これらの背景として、建築基準法の改正の際、県土整備部建築開発課から通知等により制度の周知を行っていましたが、各部局の施設管理者に十分に徹底されていなかったこと、また、法定点検の実施が各部局任せになり、実施状況について全庁的なチェックが行われていなかったこと等があると考えています。

(3) 法定点検未実施の施設に係る対応方針

法定点検が未実施であった特定建築物等については、各部局において、全て本年度中に、外部委託または、部局内の有資格職員（資格登録者、建築士）により点検を実施する予定です。

2 再発防止に向けた取組

(1) 点検制度の周知徹底

平成30年9月21日付けで、各部局に対し、建築基準法に基づく法定点検制度を周知徹底するため、具体的な点検項目を明示して通知を行いました。

また、平成30年11月7日には、総務部管財課が各部局の施設管理担当者をメンバーとする「公共施設等総合管理推進会議」の作業部会を開催し、建築基準法に基づく点検や、消防法に係る点検、その他県有施設の適正な保全に必要な事項について、所管課から説明を行うなど改めて周知徹底を行いました。

なお、その際には、平成31年5月末まで点検が猶予されている防火設備の点検についても注意喚起を行いました。

引き続き、建築基準法に基づく法定点検が適切に実施されるよう、様々な機会を捉えて、周知徹底していきます。

(2) 一元的なチェック体制の構築

施設を管理する各部局の点検が適切に実施されるよう、全庁的にチェックする体制を以下のとおりとします。

① 施設の維持管理に必要な法定点検の実施状況の確認

管財課において、「公共施設等総合管理推進会議」を活用し、法定点検の実施状況について確認を行うこととします。具体的には、毎年度、各部局に依頼している「県有財産等自己点検」の点検項目に法定点検の実施状況を加え、施設の維持管理に必要な点検の実施状況を確認するとともに、未実施の場合は該当所属に年度末までのフォローアップを依頼します。

② 施設の新築時の注意喚起

施設の新築時、各部局から提出される公有財産の異動報告に対して、管財課がその内容を確認し承認を行っていますが、その際、各部局に対して、施設の管理を行う上で必要となる点検内容について資料を提供するなど、新しい施設において点検が適切に実施されるよう注意喚起を行います。

③ 危機管理の取組における確認

防災対策部危機管理課において、毎年度、危機管理モニタリングとして各部局と危機管理の取組状況について意見交換を行っており、今後、施設の法定点検の実施について、随時、状況を確認します。

【参 考】

建築基準法に基づく法定点検が未実施の特定建築物等の状況

平成30年10月4日の常任委員会において、法定点検の実施の有無に係る調査結果をお示ししましたが、その後、今後の対応方針等を検討する中で詳細を確認したところ、特定建築物に該当しない施設が1施設、特定建築物に該当するが初回の点検時期が到来していなかった施設が1施設あることが分かりました。

○調査対象となった県有施設の棟の数 1, 128棟 (前回: 1, 129棟)
うち法定点検の未実施が判明した棟の数 213棟 (前回: 214棟)

○法定点検を実施していなかった特定建築物、特定建築設備等の数

・法定点検の未実施の特定建築物の棟の数 1, 110棟のうち166棟
(前回: 1, 111棟のうち168棟)

・法定点検の未実施の特定建築設備等を有する棟の数
1, 085棟のうち194棟
(変更なし)

県が所有する特定建築物等における法定点検の実施状況

《注釈》

※ 特定建築物

欄	表記	表記の意味
点検実施の有無	○	平成27年度以降に法定点検を実施していた特定建築物
	×	平成27年度以降に法定点検を実施していなかった特定建築物
	期限未到来	初回の法定点検の期限(建築後6年以内)が到来していない特定建築物
	対象外	特定建築物に該当しない施設
点検未実施の期間	×	法定点検の対象期間(平成17年の建築基準法改正以降又は初回の法定点検の期限が到来した以降)の全期間において実施していなかった特定建築物
	一部期間	法定点検の対象期間のうち、一部の期間において実施していなかった特定建築物

※ 特定建築設備等

欄	表記	表記の意味
点検実施の有無	○	平成29年度以降に点検を実施していた特定建築設備等
	×	平成29年度以降に点検を実施していなかった特定建築設備等
	対象外	特定建築物に該当するが、特定建築設備等を有しないもの
点検未実施の期間	×	法定点検の対象期間(平成17年の法改正以降又は初回の法定点検の期限が到来した以降)の全期間において実施していなかった特定建築設備等
	一部期間	法定点検の対象期間のうち、一部の期間において実施していなかった特定建築設備等

	部局等名	建築物名称		特定建築物		特定建築設備等	
				点検実施の有無	点検未実施の期間	点検実施の有無	点検未実施の期間
1	防災対策部	広域防災拠点	中勢拠点	×	×	×	×
2			伊賀拠点	×	×	×	×
3			伊勢志摩拠点	×	×	×	×
4			東紀州(紀南)拠点	×	×	×	×
5		備蓄倉庫		×	×	×	×
6		消防学校	宿泊棟	×	×	×	×
7			車庫棟	×	×	×	×
8			車庫	×	×	×	×
9	総務部	本庁舎	行政棟	○		×	一部期間
10			議会棟	○		×	一部期間
11			北車庫(北)	○		×	一部期間
12		桑名庁舎	附属棟	対象外		×	×
13			車庫棟	○		×	一部期間
14		四日市庁舎	本館・北館・厚生棟	○		×	一部期間
15			倉庫車庫棟	○		×	一部期間
16			車庫棟	○		×	一部期間
17		鈴鹿庁舎	倉庫棟	○		×	一部期間
18			車庫棟	○		×	一部期間
19		津庁舎	本館・保健所棟	○		×	一部期間
20			車庫倉庫棟	○		×	一部期間
21			作業車庫棟	○		×	一部期間
22		松阪庁舎	本館棟	○		×	一部期間
23			倉庫試験棟	○		×	一部期間
24			作業倉庫棟	○		×	一部期間
25		伊勢庁舎	倉庫棟1	○		×	一部期間
26			倉庫棟2	○		×	一部期間
27			車庫棟	○		×	一部期間
28		志摩庁舎	倉庫・車庫棟	○		×	一部期間
29		伊賀庁舎	本館棟	○		×	一部期間
30			車庫棟A	○		×	一部期間
31			車庫棟B	○		×	一部期間
32			車庫棟C	○		×	一部期間

	部局等名	建築物名称		特定建築物		特定建築設備等		
				点検実施の有無	点検未実施の期間	点検実施の有無	点検未実施の期間	
33	総務部	尾鷲庁舎	本館棟	○	△	×	一部期間	
34			厚生棟	対象外	△	×	×	
35			車庫倉庫棟	○	△	×	一部期間	
36		熊野庁舎	本館棟	○	△	×	一部期間	
37			車庫倉庫試験棟	○	△	×	一部期間	
38			車庫倉庫棟	○	△	×	一部期間	
39		栄町庁舎		○	△	×	一部期間	
40		吉田山会館	車庫棟(北)	×	×	対象外	△	
41			車庫棟(南)	×	×	対象外	△	
42		鳥居西書庫	書庫1	×	×	対象外	△	
43			書庫2	×	×	対象外	△	
44			書庫3	×	×	×	×	
45		子ども・福祉部	国児学園	体育館	×	×	×	×
46			みえこどもの城		×	一部期間	○	△
47		旧知的障害者更生相談所		×	×	○	△	
48	環境生活部	人権センター		○	△	×	一部期間	
49		齋宮歴史博物館		○	△	×	一部期間	
50	地域連携部	熊野古道センター	交流棟	×	×	×	×	
51			展示棟	×	×	×	×	
52			研究収蔵棟	×	×	×	×	
53		県営ライフル射撃場	50m射場	×	×	×	×	
54	農林水産部	農業大学校	校舎	×	一部期間	×	一部期間	
55			学生寮	×	一部期間	×	一部期間	
56			研修館	×	×	×	×	
57			体育館	×	一部期間	×	一部期間	
58			教室	×	×	×	×	
59			農機具格納庫現場教室	×	×	×	×	
60			東倉庫	期限未到来	△	×	×	
61			研修棟(園芸生産物商品化研修施設)	×	×	対象外	△	
62			第二農機庫	×	×	対象外	△	
63			農機具格納庫	×	×	対象外	△	
64			合同研修館	×	×	対象外	△	
65			農機具教室	×	×	対象外	△	
66			農業研究所	大型農機庫(農業工学)	×	×	×	×
67				小型農機庫(農業工学)	×	×	×	×
68		稚蚕飼育室(倉庫)		×	×	×	×	
69		試験蚕室(倉庫)		×	×	×	×	
70		経営蚕室(倉庫)		×	×	×	×	
71		穀物庫		×	×	×	×	
72		土壌倉庫		×	×	×	×	
73		小荷物専用昇降機		対象外	△	×	×	
74		車庫		×	×	×	×	
75		車庫、農機庫、肥料農業庫棟		×	×	×	×	
76		種子貯蔵庫	×	×	×	×		
77		格納庫	×	×	×	×		
78		取納庫	×	×	×	×		
79		畜産研究所	農機具倉庫	×	×	×	×	
80			多目的施設	×	×	×	×	
81			倉庫	×	×	×	×	
82			倉庫(2)	×	×	×	×	
83			作業機・格納庫(公用車両、大型農機用)	×	×	×	×	
84			取納舎	×	×	×	×	
85		大農機具庫	×	×	×	×		
86		病害虫防除所	事務室(旧病害虫防除所)	×	×	対象外	△	
87		三重県地方卸売市場	関連商品売場棟	×	×	×	×	
88	倉庫		×	×	×	×		
89	伊勢湾北部中間育成施設	管理棟(小荷物専用昇降機)	対象外	△	×	×		
90	伊勢湾南部中間育成施設	管理棟(小荷物専用昇降機)	対象外	△	×	×		
91	三重県栽培漁業センター	作業棟倉庫	×	×	対象外	△		
92	三重県尾鷲栽培漁業センター	倉庫	×	×	○	△		
93	雇用経済部	津高等技術学校	寄宿舎(高風寮)	×	×	×	×	
94		三重県勤労者福祉会館		×	×	○	△	

	部局等名	建築物名称		特定建築物		特定建築設備等		
				点検実施の有無	点検未実施の期間	点検実施の有無	点検未実施の期間	
95	県土整備部	北勢中央公園	野球場本部棟	×	×	対象外		
96		熊野灘臨海公園	体育館	×	×	×	×	
97				片上池地区管理棟	×	×	×	×
98	企業庁	堀木アパート		○		×	一部期間	
99		第2堀木アパート		○		×	一部期間	
100		久居アパート		○		×	一部期間	
101		丸の内アパート		○		×	一部期間	
102		高野浄水場	貯蔵品倉庫	×	×	対象外		
103	教育委員会	県埋蔵文化財センター	高茶屋収蔵庫 本館	×	×	×	×	
104			高茶屋収蔵庫 生化学病性鑑定施設	×	×	×	×	
105			嬉野分室 事務所	×	×	×	×	
106			嬉野分室 物置4	×	×	対象外		
107			嬉野分室 収蔵庫	×	×	対象外		
108	警察本部	三重県警察本部	本部庁舎	×	×	×	×	
109		運転免許センター	車庫	×	×	×	×	
110		車両整備工場	作業所	×	×	×	×	
111			検査場	×	×	×	×	
112		警察学校	体育館	×	×	×	×	
113			射撃場附属棟	×	×	×	×	
114		航空隊	格納庫	×	×	×	×	
115		桑名警察署		車庫	×	×	×	×
116				倉庫棟	×	×	×	×
117		いなべ警察署	車庫	×	×	×	×	
118		四日市北警察署	車庫A	×	×	×	×	
119		四日市南警察署		警察署	×	×	×	×
120				道場・食堂棟	×	×	×	×
121				車庫棟	×	×	×	×
122				車庫棟	×	×	×	×
123		四日市西警察署	車庫	×	×	×	×	
124		亀山警察署	車庫	×	×	×	×	
125		鈴鹿警察署		道場棟	×	×	×	×
126				付属棟1	×	×	×	×
127				付属棟2	×	×	×	×
128				付属棟3	×	×	×	×
129		津警察署		立体駐車場	×	×	×	×
130				倉庫・自転車置場等	×	×	×	×
131		津南警察署		車庫棟1	×	×	×	×
132				車庫棟2	×	×	×	×
133				倉庫棟1	×	×	×	×
134		松阪警察署		別館	×	×	×	×
135				付属棟3	×	×	×	×
136				付属棟4	×	×	×	×
137				付属棟5	×	×	×	×
138				付属棟7	×	×	×	×
139				付属棟9	×	×	×	×
140	伊勢警察署		車庫	×	×	×	×	
141			倉庫	×	×	×	×	
142	鳥羽警察署		車庫	×	×	×	×	
143			倉庫棟	×	×	×	×	
144			車庫棟	×	×	×	×	
145			二輪車庫	×	×	×	×	
146	尾鷲警察署	車庫	×	×	×	×		
147	熊野警察署		車庫	×	×	×	×	
148			倉庫電気機械室	×	×	×	×	
149	紀宝警察署	車庫	×	×	×	×		
150	伊賀警察署		車庫	×	×	×	×	
151			車庫・倉庫・機械	×	×	×	×	
152	名張警察署	車庫・倉庫	×	×	×	×		

	部局等名	建築物名称		特定建築物		特定建築設備等	
				点検 実施 の有無	点検 未実施 の期間	点検 実施 の有無	点検 未実施 の期間
153	警察本部	警察本部	観音寺住宅1号館	×	×	×	×
154			観音寺住宅2号館	×	×	×	×
155			桜橋西住宅1号館	×	×	×	×
156			桜橋西住宅2号館	×	×	×	×
157			島崎住宅1号館	×	×	×	×
158			島崎住宅2号館	×	×	×	×
159			島崎住宅3号館	×	×	×	×
160			コンフォール観音寺B	期限未到来	△	×	×
161			コンフォール観音寺C	期限未到来	△	×	×
162			桑名警察署	柳原住宅	×	×	×
163		リバーサイド白鷺		×	×	×	×
164		四日市北警察署	垂坂住宅	×	×	×	×
165			三重住宅A	×	×	×	×
166			三重住宅B	×	×	×	×
167			川越住宅	×	×	×	×
168			ノースヒル広永	×	×	×	×
169		四日市南警察署	第二新正住宅	×	×	×	×
170		四日市南警察署	西浜田住宅	×	×	×	×
171			清心寮	×	×	×	×
172		四日市西警察署	鷗川原住宅	×	×	×	×
173		亀山警察署	泉が丘住宅	×	×	×	×
174	住山住宅		×	×	×	×	
175	鈴鹿警察署	江島住宅	×	×	×	×	
176		白子住宅	×	×	×	×	
177		ベルビュー江島A棟	×	×	×	×	
178		ベルビュー江島B棟	×	×	×	×	
179		若竹寮	×	×	×	×	
180	津警察署	賢崎住宅	×	×	×	×	
181		御殿場第2住宅	×	×	×	×	
182		リバーサイド川添	×	×	×	×	
183		メゾンおとべ	×	×	×	×	
184		高茶屋住宅A	×	×	×	×	
185		コンフォール観音寺A	期限未到来	△	×	×	
186	津南警察署	高茶屋住宅B	×	×	×	×	
187		高茶屋住宅C	×	×	×	×	
188	松阪警察署	飯高住宅(幹部交番)	×	×	×	×	
189		松風寮	×	×	×	×	
190		内五曲住宅	期限未到来	△	×	×	
191	大台警察署	大宮住宅	×	×	×	×	
192		菅合住宅	×	×	×	×	
193	伊勢警察署	倭町住宅	×	×	×	×	
194		カーサ二見A	×	×	×	×	
195		カーサ二見B	×	×	×	×	
196		カーサ桜ヶ丘	×	×	×	×	
197	鳥羽警察署	船津第3住宅	×	×	×	×	
198		磯部住宅A	×	×	×	×	
199		磯部住宅B	×	×	×	×	
200	尾鷲警察署	向井第2住宅	×	×	×	×	
201		新田第一住宅	×	×	×	×	
202		新田第二住宅	×	×	×	×	
203	熊野警察署	松原住宅	×	×	×	×	
204		オレンジ金山	×	×	×	×	
205	紀宝警察署	相野谷住宅	×	×	×	×	
206		うどの住宅	×	×	×	×	
207	伊賀警察署	シャトーゆめが丘	×	×	×	×	
208		シャトーゆめが丘第二	×	×	×	×	
209		荒木住宅	×	×	×	×	
210	名張警察署	くらもち住宅	×	×	×	×	
211		おきつも寮	×	×	×	×	
212		百合が丘住宅1	期限未到来	△	×	×	
213		百合が丘住宅2	期限未到来	△	×	×	
未実施計				166		194	

2 平成30年度「防災に関する県民意識調査」結果(速報)について

1 目的

県では、県民の皆さんの自然災害に対する備えの状況や防災に関する意識を把握し、県の防災・減災対策に活用するため、平成14年度から「防災に関する県民意識調査」を実施しています。

2 調査方法

県内20歳以上の県民の方にアンケート調査票を郵送する方法で実施しました。

- (1) 調査対象：県内全市町の20歳以上の5,000人
- (2) 調査期間：平成30年10月10日から平成30年10月28日まで
- (3) 回収率：52.5% (2,626人/5,000人)
- (4) 設問数：58問(枝問含む)

3 調査結果の概要

(1) 主な調査項目一覧

※ () 内は意識調査における問の番号を表します。

ア 災害に対する意識

- ① 東日本大震災発生後の防災意識の移り変わり (問1)
- ② 内陸直下型地震の危険性の認知度 (問5)
- ③ お住まいの地域の風水害による危険性の認知度 (問8)

イ 災害時の避難行動

- ④ 夜間の大地震に遭遇した際の避難行動 (問2)
- ⑤ 局地的大雨等の避難行動 (問9)

ウ 「自助」の取組状況

- ⑥ 家庭での防災対策の状況 (問11)
- ⑦ 地域や職場での防災活動への参加状況 (問19)
- ⑧ 住まいの耐震診断および地震対策の状況 (問31)
- ⑨ 家具固定の実施及び家具固定をしていない危険性の認識 (問12)

エ 「公助」や県の施策の認知度

- ⑩ 「公助」による防災・減災の取組 (問28)
- ⑪ 「防災みえ.jp」ホームページの認知度 (問13)
- ⑫ 「防災みえ」Twitter (ツイッター) の認知度 (問16-1)
- ⑬ 「防災みえ」LINE (ライン) の認知度 (新規) (問16-2)
- ⑭ 学校の防災教育の家庭での認知度 (問26-1)

(2) 主な調査項目の結果

ア 災害に対する意識

東日本大震災後の防災意識について、今年度は高い防災意識や危機意識を持っている方の割合が70.8%となり、昨年より約16ポイント増加しました。

一方で内陸直下型地震の危険性は6割近くの方が確認していない、知らないとなっています。風水害の危険性の認知度について、高潮や川のはん濫による浸水の危険性があることを知っていると感じた方は、昨年度と比べて増加に転じました。

今後も、近年の災害の教訓をふまえ、災害に対する危険性を普及啓発する必要があります。

①東日本大震災発生後の防災意識の移り変わり（問1）

東日本大震災の発生から7年あまりが経過し、今年は大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震が発生しましたが、この大震災と地震を受け、あなたの防災意識に変化はありますか。（一つだけ○）

	1	2	3	4	5
選択肢	東日本大震災以前から、変わらず高い防災意識を持ち続けている	東日本大震災発生時に持った危機意識を今も変わらず持ち続けている（またはさらに高まった）	東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある	東日本大震災発生時に危機意識を持ち、その後、時間の経過とともに危機意識が薄れつつあったが、近年頻発する地震により、再び高まった	東日本大震災発生時にも、近年頻発する地震発生時にも、特に危機意識は持たなかった
<H30>	11.0%	15.5%	21.6%	44.3%	4.2%
<H29>	11.6%	15.1%	36.2%	28.5%	5.1%
<H28>	9.8%	17.0%	28.0%	36.5%	4.7%

- ・「東日本大震災以前から、変わらず高い防災意識を持ち続けている」「東日本大震災発生時に持った危機意識を今も変わらずに持ち続けている（またはさらに高まった）」と答えた方が昨年とほぼ同じ回答率になっており、「東日本大震災発生時に危機意識を持ち、その後、時間の経過とともに危機意識が薄れつつあったが、近年頻発する地震により、再び高まった」と答えた方の割合が28.5%から44.3%と大きく増加しています。
- ・「東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」と答えた方の割合が、H29は36.2%でしたが、H30は21.6%と少なくなっています。

②内陸直下型地震の危険性の認知度（問5）

2年前には熊本地震、今年は大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震が発生しましたが、これらの地震を受け、あなたはお住まいの地域での内陸直下型地震の危険性についてどの程度知っていますか。（一つだけ○）

	1	2	3	4
選択肢	熊本地震・大阪府北部を震源とする地震・北海道胆振東部地震が発生する以前から、自宅周辺で活断層が近くにあること（または、ないこと）を知っていた	熊本地震・大阪府北部を震源とする地震・北海道胆振東部地震が発生して、内陸直下型地震の危険性を実感したので、情報収集を行い、自宅周辺で活断層が近くにあること（または、ないこと）を知った	熊本地震・大阪府北部を震源とする地震・北海道胆振東部地震が発生してから、内陸直下型地震の危険性を実感したが、自宅周辺に活断層があるかどうか、確認することはしていない	内陸直下型地震の危険性について、あまり知らない、またはあまり考えたことがない
<H30>	29.9%	9.4%	41.3%	17.8%
<H29>	28.5%	9.3%	39.3%	21.4%

・自宅周辺に活断層があること（または、ないこと）を知っているという方は増加しましたが、6割近くの方が認知していないという結果になりました。

③お住まいの地域の風水害による危険性の認知度（問8）

あなたがお住まいの地域の風水害（高潮や川のはん濫、土石流、がけ崩れ、地すべりなど）の危険性について、どの程度ご存知ですか。（いくつでも○）

	1	2	3	4	5
選択肢	高潮による浸水の危険性があることを知っている	川のはん濫による浸水の危険性があることを知っている	内水はん濫による浸水の危険性があることを知っている	自分の家が土砂災害の危険性がある地域内またはその近くにあることを知っている	自分の家が浸水や土砂災害の被害を受けることがない、安全な場所にあることを知っている
<H30>	18.7%	31.8%	6.8%	11.7%	36.3%
<H29>	15.6%	28.3%	7.6%	11.9%	33.6%
<H28>	19.6%	34.1%	10.6%	14.3%	34.4%

	6
選択肢	地域の風水害の危険性について、あまり知らないまたはあまり考えたことがない
<H30>	15.7%
<H29>	21.4%
<H28>	16.3%

- ・高潮や川のはん濫による浸水の危険性があることを知っていると答えた方の割合が、昨年度からやや増加に転じています。
- ・「自分の家が浸水や土砂災害の被害を受けることがない、安全な場所にあることを知っている」と答えた方の割合が、昨年度からやや増加に転じています。

イ 災害時の避難行動

夜間の大地震に遭遇した際や局地的大雨等の避難行動で、「避難しない」と答えた方の割合が増加傾向にあります。

前項「ア 災害に対する意識」のとおり、県民の皆さんの危機意識は高まっていますが、避難行動につながっていないことから、この危機意識を具体的な避難行動につなげていく必要があります。

④夜間の大地震に遭遇した際の避難行動（問2）

夜遅くあなたがご自宅にいたとき、突然、今まで経験したことがないような大きな揺れに襲われ、その揺れが1分以上続き、停電もしています。揺れが収まった後、あなたは避難しますか。（一つだけ○）

	1	2	3
選択肢	すぐに避難する	しばらく様子を見てから避難する	避難しない
<H30>	15.0%	69.7%	14.2%
<H29>	17.0%	70.4%	11.7%
<H28>	20.4%	68.5%	9.8%

・「すぐに避難する」と答えた方の割合は、減少傾向にあります。一方、「避難しない」と答えた方の割合は、増加傾向にあります。

⑤局地的大雨等の避難行動（問9）

近年、国内では局地的な大雨が頻発し、甚大な浸水被害や土砂災害が発生しています。あなたのお住まいの地域で、これまでに経験のない大雨が急に降りだし、降り続いたとします。あなたは、このような状況において、どのような避難行動をとりますか。（一つだけ○）

	1	2	3	4	5	6
選択肢	移動が困難な状況であっても、自宅より安全な避難所等に避難しようとする	周辺の様子を見て、避難するか自宅に留まるかを判断する	気象情報等でこれまでの総雨量や今後の予報を確認して、避難するか自宅に留まるかを判断する	市町から「避難勧告」や「避難指示(緊急)」等が出されてから避難するかしないかを考える	避難しない(避難の必要がない)	避難行動をとることができない
<H30>	2.5%	32.2%	22.1%	24.4%	12.2%	1.8%
<H29>	2.4%	29.3%	19.7%	31.6%	10.5%	
<H28>	3.2%	36.7%	20.4%	22.2%	9.2%	

	7
選択肢	わからない
<H30>	2.2%
<H29>	3.7%
<H28>	2.8%

- ・局地的大雨等で「避難しない」と答えた方の割合が増加しています。
- ・昨年度は「市町から『避難勧告』や『避難指示（緊急）』等が出されてから避難するかしないかを考える」が「周辺の様子を見て、避難をするのか自宅に留まるかを判断する」を上回っていましたが、今年度は逆転し、「周辺の様子を見て、避難をするのか自宅に留まるかを判断する」の方が7ポイント上回っています。

ウ 「自助」の取組状況

県民の皆さんが、災害について「知る、備える、行動する」自助の取組に関する調査結果です。

家庭での基礎的な防災対策である飲料水、食料の備蓄、非常持ち出し袋の準備については、増加しています。また、住まいの耐震化については、耐震診断の結果を受け補強工事等を行う方の割合が増加しています。

その他、携帯電話・スマートフォンの予備電源の確保や、懐中電灯・携帯ラジオの準備をおこなっている方の割合が大きく増加しました。これは今年の台風で停電が多く発生したことから、停電に対して備える方が増えたものと考えます。今後も停電への対応が必要です。

一方、地域や職場で防災活動に参加していないと答えた方の割合は半数を超えており、県民の皆さんが防災訓練等に参加できるよう取り組む必要があります。

⑥家庭での防災対策の状況（問11）

あなたの家では災害に備えて、どんな防災対策を行っていますか。（いくつでも○）

	1	2	3	4	5
選択肢	3日分以上の飲料水を備蓄している（ご家族ひとり一日あたり3リットルとして計算してください）	3日分以上の食料を常に確保している	懐中電灯や携帯ラジオ等を入れた非常持ち出し袋を準備している	災害が起きたとき避難する場所を決めている	災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話各社の災害用伝言板サービスの活用等、家族間の連絡方法を決めている
<H30>	36.9%	26.7%	50.3%	35.1%	10.9%
<H29>	33.7%	26.4%	47.3%	36.6%	10.5%
<H28>	32.5%	25.5%	48.2%	39.3%	12.2%
	6	7	8	9	10
選択肢	家族がはなればなれになったときの待ち合わせ場所を決めている	携帯電話やスマートフォンの予備電源を確保している	自家用車の燃料計が半分程度になった時点で、給油をしている	お風呂にいつも水を入れている	ガラスが割れて飛び散らないよう対策をしている
<H30>	18.7%	25.1%	26.2%	12.1%	7.7%
<H29>	18.7%	15.3%	24.0%	11.4%	5.3%
<H28>	21.3%	15.3%	23.9%	11.2%	4.8%
	11	12	13	14	15
選択肢	消火器を用意している	懐中電灯や携帯ラジオ等を置く場所を決め準備しており、電池交換等、こまめに点検している	枕元にスリッパを置いている	いつも笛を身につけている	本棚や食器棚等から物が飛び出ないようにしている
<H30>	31.7%	46.0%	13.9%	2.2%	13.2%
<H29>	33.4%	36.2%	13.3%	3.0%	14.2%
<H28>	32.3%	33.2%	13.8%	3.3%	12.6%

	16	17	18	19	20
選択肢	寝室に転倒の危険性のある家具類等を置かないようにしている	地震・高潮・洪水等の自然災害に対応した保険に加入している	感震ブレーカーを設置している	ペットの餌や水、ケージ等、ペットの防災用品の準備や、避難先の検討等を行っている	その他
<H30>	37.9%	31.4%	3.9%	3.5%	2.4%
<H29>	35.9%	27.9%	3.6%	2.5%	2.5%
<H28>	34.1%	28.0%	3.5%	3.0%	2.8%

	21
選択肢	特に対策をとっていない
<H30>	8.8%
<H29>	11.8%
<H28>	13.3%

- ・「携帯電話やスマートフォンの予備電源を確保している」や「懐中電灯や携帯ラジオ等を置く場所を決め準備しており、電池交換等、こまめに点検している」がそれぞれ約10%増加しています。北海道胆振東部地震に関する報道や本県に被害をもたらした複数の台風による停電が理由として考えられます。
- ・「懐中電灯や携帯ラジオ等を入れた非常持ち出し袋を準備している」が50.3%と最も多く、「懐中電灯や携帯ラジオ等を置く場所を決め準備しており、電池交換等こまめに点検している」が46.0%、「寝室に転倒の危険性のある家具類等を置かないようにしている」が37.9%と続いています。
- ・20項目の防災対策のうち14項目について、昨年度より実践している方の割合が増加しています。

⑦地域や職場での防災活動への参加状況（問19）

あなたは、過去1年間に、お住まいの地域や職場での防災活動に参加したことがありますか。（一つだけ〇）

	1	2	3	4
選択肢	地域の防災活動に参加した	職場の防災活動に参加した	地域と職場、両方の防災活動に参加した	参加していない
<H30>	28.6%	15.6%	3.5%	50.5%
<H29>	29.8%	14.2%	4.2%	49.8%
<H28>	28.9%	16.3%	4.2%	48.5%

- ・地域や職場で何らかの防災活動に参加した方の割合は47.7%（内訳：地域28.6%、職場15.6%、地域・職場3.5%）となり、わずかながら減少傾向にあります。（H28 49.4%、H29 48.2%）

⑧住まいの耐震診断および地震対策の状況（問 31）

あなたのご自宅（同じ敷地内で建替えを行った場合、建替え前の住宅を含む、借家も含む）は、耐震診断を受けたことがありますか。受けたことがある場合は、診断結果はどうでしたか。（一つだけ○）

※ 一戸建ての持ち家・借家で昭和 56 年 5 月以前に着工・建築された木造の家と回答された方を対象としています。

	1	2	3
選択肢	受けたことがない	受けたことがあり、補強工事が必要と診断された	受けたことがあり、補強工事は必要なかった
<H30>	78.1%	9.7%	2.8%
<H29>	76.2%	12.8%	3.1%
<H28>	77.9%	9.1%	3.0%

「2. 受けたことがあり、補強工事が必要と診断された」と回答された方にお尋ねします。耐震補強が必要と診断された後、補強工事を行いましたか。（一つだけ○）

	1	2	3	4	5
選択肢	補強工事を行った	建て替えた	補強設計のみ行った	現在検討中	工事を行うつもりはない
<H30>	35.4%	2.5%	1.3%	26.6%	32.9%
<H29>	32.4%	0.0%	1.9%	28.7%	32.4%
<H28>	27.5%	4.4%	3.3%	22.0%	41.8%

- ・「耐震診断を受けたことがあり、補強工事が必要と診断された」方のうち、「補強工事を行った」方の割合が 35.4%と昨年度に続き増加しています。
- ・耐震診断や耐震補強工事の補助対象となる「昭和 56 年 5 月以前に着工・建築された木造の一戸建ての持ち家・借家」について、「耐震診断を受けたことがない」と答えた方の割合は今年度も 7 割を超えています。

⑨家具固定の実施及び家具固定をしていない危険性の認識（問 12）

ご自宅では、家具類や冷蔵庫、テレビなどが転倒しないよう固定をしていますか。（一つだけ○）

	1	2	3	4
選択肢	大部分固定している	一部固定している	固定していない	固定する必要がない
<H30>	11.6%	40.6%	45.8%	1.1%
<H29>	11.8%	40.7%	45.6%	1.1%
<H28>	10.8%	39.3%	48.1%	0.9%

「2. 一部固定している」、「3. 固定していない」、「4. 固定する必要がない」と回答された方にお尋ねします。あなたのご自宅は、一部の家具固定や家具固定なしでも、ケガをしない、家屋から脱出できなくなることはない等、安全な状態にありますか。(一つだけ○)

	1	2
選択肢	安全な状態にある	安全な状態とは言えない
<H30>	36.1%	60.7%
<H29>	37.2%	59.2%
<H28>	35.5%	61.3%

- ・家具固定の実施状況は昨年度の回答と状況はほぼ横ばいとなっています。
- ・「固定していない」と答えた方の割合は 45.8%と最も多く、関連設問においては、約 6割の方が、家具の固定について「安全な状態とは言えない」と答えています。

エ 「公助」や県の施策の認知度

防災基盤の整備や災害情報の提供など「公助」による防災・減災の取組に関する調査結果です。

「公助」の取組が進んでいると感じた方は 8 割を超えており、特に「携帯電話等への緊急速報メールやインターネットによる情報発信が充実してきたと感じたとき」に実感する人が 5%程度増加しています。

「防災みえ.jp」のホームページの認知度は 5 割を超え、利用者も 25%を超えました。一方で昨年度開始した Twitter(ツイッター)や、今年度開始した LINE(ライン)の認知度は 2 割に満たない状況です。

SNS など新たなツールも利用しながら情報発信を進めていく必要があります。

⑩「公助」による防災・減災の取組 (問 28)

東日本大震災や紀伊半島大水害の発生を受け、三重県では防災・減災対策を県政の最重要課題に掲げて、国や市町など関係機関と連携しながら様々な取組を進めているところです。

あなたは、どのようなときに、以前よりも防災・減災の取組が進んできたと感じましたか。(いくつでも○)

	1	2	3	4	5
選択肢	テレビや新聞で県や市町等の防災・減災施策に関する報道が増えてきたと感じたとき	県や市町の広報誌等で防災・減災対策に関する取組を目にする機会が増えてきたと感じたとき	地域における防災講演会等の防災啓発イベントの開催頻度が増え、内容が充実してきたと感じたとき	携帯電話等への緊急速報メールやインターネットによる情報発信が充実してきたと感じたとき	避難路や避難所の整備、堤防の補強工事や河川改修等のハード整備が進んできたと感じたとき
<H30>	52.6%	27.2%	9.9%	54.9%	16.9%
<H29>	51.7%	29.3%	11.9%	49.1%	17.9%
<H28>	52.2%	30.7%	12.3%	50.6%	18.1%

	6	7
選択肢	その他	あまり取組が進んだとは思わない
<H30>	1.8%	12.0%
<H29>	1.9%	12.2%
<H28>	1.9%	12.7%

・「メールやインターネットによる情報発信」が 54.9%と最も多く、「テレビや新聞による報道」と答えた方が 52.6%、「県や市町の広報誌等」が 27.2%と続いています。

⑪「防災みえ.jp」ホームページの認知度（問13）

あなたは、「防災みえ.jp」ホームページをご存知ですか。（一つだけ○）

	1	2	3	4
選択肢	知っている、大雨や台風等の災害が発生する恐れがある時(以下「災害時」という。)に見たことがある	知っているが、災害時に見たことがない	知らない	インターネット等の環境がない(スマートフォン等を持っていない)
<H30>	25.4%	26.8%	39.1%	7.3%
<H29>	17.2%	24.2%	42.1%	14.2%
<H28>	16.4%	21.7%	45.7%	14.3%

- ・「知っている、災害時に見たことがある」と答えた方の割合が、昨年度から増加し、25.4%となりました。
- ・「知らない」と答えた方の割合は、減少傾向にあります。

⑫「防災みえ」Twitter（ツイッター）の認知度（問16-1）

三重県では、大雨や洪水に関する注意報や警報発表等の気象情報や台風の接近に伴う避難の呼びかけ、全国の地震情報等の防災情報を、「防災みえ」のTwitter（ツイッター）で発信しています。あなたは、このことをご存じですか。（一つだけ○）

	1	2	3	4
選択肢	フォロワーになっている	知っているが、フォロワーになっていない	以前にフォロワーになっていたが、やめた	知らない
H30	3.2%	15.4%	0.1%	76.6%
<H29>	2.6%	12.5%	0.4%	79.9%

- ・「知っているがフォロワーになっていない」が15.4%、「フォロワーになっている」が3.2%と昨年度よりそれぞれ増加しています。

⑬「防災みえ」LINE（ライン）の認知度（新規）（問16-2）

三重県では、台風の接近に伴う大雨や洪水に関する注意報や警報発表等の気象情報、避難の呼びかけを、「防災みえ」のLINE（ライン）で発信しています。あなたは、このことをご存じですか。（一つだけ○）

	1	2	3	4
選択肢	友だちの登録をしている	知っているが、友だちの登録をしていない	以前に友だちの登録をしていたが、やめた	知らない
H30	3.4%	11.9%	0.1%	79.0%

- ・「友だちの登録をしている」が3.4%、「知っているが友だちの登録をしていない」が11.9%、「知らない」と答えた方が79.0%となっています。

⑭学校の防災教育の家庭での認知度（問 26-1）

三重県では、「防災ノート」等防災教育用の教材を作成・配布し、学校での活用を要請するなど、学校での防災教育の充実に取り組んでいます。あなたは、お住まいの児童生徒が通っている学校の防災教育についてどの程度知っていますか。（一つだけ○）

※ 複数の児童生徒がいる場合は、一番年下の児童生徒が通っている学校についてお答えください。

	1	2	3	4
選択肢	学校の防災教育の内容を知っており、学校で受けた防災教育をもとに、家庭で防災対策について話し合ったことがある	学校の防災教育の内容は知っているが、学校で受けた防災教育をもとに家庭で防災対策について話し合ったことはない	学校で防災教育が行われていることは知っているが、内容は知らない	学校で防災教育が行われているかどうかわからない
<H30>	17.4%	12.5%	37.5%	28.9%
<H29>	16.0%	13.2%	36.8%	31.1%
<H28>	15.7%	13.1%	39.6%	28.6%

- ・小学生から高校生までの児童生徒がいる家庭の約7割が、学校で防災教育が行われていることを認知しています。
- ・そのうち、「学校の防災教育の内容を知っており、学校で受けた防災教育をもとに、家庭で防災対策について話し合ったことがある」が17.4%、「学校の防災教育の内容は知っているが、学校で受けた防災教育をもとに家庭で防災対策について話し合ったことはない」が12.5%と、学校の防災教育の内容まで認知している家庭は、あわせて29.9%と昨年度に引き続き増加しました。

4 今後の対応

(1) 危機意識を避難行動につなげる

平成30年7月豪雨においても、避難をせず屋内で被災された方もいたことから、自然災害に対する理解の促進、防災情報の適切な伝達、住民の適切な避難行動につなげる「共助」の取組の促進などを総合的に進めていきます。

(2) 県の防災情報提供ツールの利用促進を図る

県の防災情報提供ツールについて、特に若年層へのアプローチを意識しつつ、来年の伊勢湾台風60周年や昭和東南海地震75周年にあわせた啓発など、さまざまな手法を用いて、利用メリットを周知するなどして、利用促進を図ります。

(3) 停電に備える

今年度は複数の台風による停電被害がありました。停電は台風接近時のみならず積雪時でも発生していることから、停電が発生した場合の県民生活への影響をできるだけ低減すべく、「自助」による事前の防災対策の啓発や、電力会社や市町等と連携した県民の皆さんへの情報発信に努めます。

(4) その他

災害に伴うインフラの停止等に備えた飲料水・食料の備蓄を始め、日頃からの備えである住宅の耐震化、家具の固定の徹底を引き続き呼びかけるなど、市町、企業、地域の防災関係機関と連携しながら、地域の防災力の向上に努めます。

5 今後の予定

本調査結果については、年齢、市町別、津波危険地域等の属性別や設問間のクロス集計などにより、さらに分析を加えたうえで、平成31年3月に報告書として取りまとめて情報提供し、今後の防災・減災対策に活用していきます。

3 三重県市町受援計画策定手引書（中間案）について

1 市町の受援体制整備に向けた手引書の作成について

南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際には、国や他県等からの応援活動が実施されることとなりますが、被災者の支援をより効果的に行うには、県だけではなく、被災した市町と連携して受援活動を進めることが必要となります。

このような中、県内市町における受援体制づくりをより一層進めていただけるよう、「三重県市町受援計画策定手引書」を作成し、県内での受援体制の強化を図ることで、効果的な被災者支援につなげることをめざします。

2 三重県市町受援計画策定手引書（中間案）の概要等について

(1) 概要

本手引書は、三重県広域受援計画が定める分野のうち、市町の受援活動の役割が重要となる「自治体応援職員の受入れ」、「支援物資の受入れ」、「ボランティアの受入れ」の3つの分野を中心として、市町における受援体制の整備を支援するものです。

(2) 構成

項目	内容	説明
第1章	総則	手引書の目的や市町受援計画の基本的な考え方などを記載
第2章	自治体応援職員の受入れ	市町受援計画の策定の作業手順や留意点などを分野別に記載
第3章	支援物資の受入れ	
第4章	ボランティアの受入れ	
第5章	その他の受援活動	「緊急輸送ルート」、「救助・救急、消火活動」、「医療・保健活動」、「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ」、燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関して市町が実施すべき受援活動の参考例などを記載
別冊	市町受援計画ひな型	第2章～第4章の各分野の受援計画の作成例

(3) 本手引書における市町受援計画の基本的な考え方

本手引書では、以下の点を、市町受援計画の基本的な考え方としています。

① 県と市町の受援活動のタイムラインの整合

発災からの経過時間に応じた県等の受援活動のタイムラインと整合性を図りながら、市町の受援活動を時系列に整理することが重要です。

② 関係機関の役割の整理と市町災害対策本部の体制の構築

大規模災害時の広域応援は、多様な関係機関により、様々な枠組みで実施されることから、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、各機関と情報共有や調整などを行う体制（担当部門）を、市町の災害対策本部内に構築しておくことが重要です。

③躊躇ない応援要請の実施

迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、発災後、被害の概況を迅速に把握し、自市町で対応できるかどうかを判断の上、躊躇することなく応援要請を行うことが重要です。

(4) 特色

本手引書の特色は、以下のとおりです。

①わかりやすい記載で市町担当者をサポート

第2章から第4章については、分野別に「ワーク（作業手順）」、「ポイント（整理すべき論点）」、「留意点（各ポイントの詳細）」をわかりやすく記載し、市町担当者の計画策定の作業をサポートします。

②近年の災害の教訓をふまえたタイムリーな内容

このうち、「留意点」については、三重県広域受援計画で示した市町の受援活動をクローズアップするほか、熊本県益城町等の被災経験自治体からの情報や、本県から広島県熊野町等への派遣を通じて培った受援のノウハウなど、近年の災害の教訓をふまえたタイムリーな内容としています。

③分野別の計画策定も考慮

各市町のニーズに応じて計画の策定に取り組んでいただけるよう、分野別に手引書や「ひな型」を記載しています。

3 手引書の作成状況について

上記の主要3分野については、それぞれワーキンググループを設置して検討しています。

また、県内の各市町において、人的・物的資源や関係機関などの状況は様々であることから、県内を4地域に分けて市町担当者との意見交換会を開催するなど、市町の意見を十分に聞き取りながら、市町とともに検討しています。

【市町の主な意見】

- ・各分野の担当課は地域防災計画で定めているものの、各課の認識は十分とは言えないため、受援計画の策定にあたっては所属を越えて全庁的に検討することが必要。
- ・紀伊半島大水害の際に受援活動を実施した経験はあるが、計画として文書化できていない。
- ・最初から完璧な受援計画を策定することは難しいため、計画の策定後も訓練などを通じて継続的に実効性を高めていくことが重要。

(1) 自治体応援職員の受入れ

ア ワーキンググループ構成メンバー

桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町

イ 手引書の主な留意点

- (ア) 応援職員の円滑な受入れ調整と的確な受援状況の進行管理を行うため、市町災害対策本部内に受援班（受入れの窓口となる体制）を設置するとともに、庁内各課にも受援班と調整を行う受援担当を設置することが必要。（別冊資料2-1「三重県市町受援計画策定手引書」P.17～18）
- (イ) 迅速な応援要請につなげるため、応援職員が従事する業務を事前に整理するとともに、業務ごとの応援要請を行う人数を事前に試算しておくことが必要。（同P.32～41）
- (ウ) 応援職員の活動を支援するため、活動環境（業務スペース等）を整備することが必要。（同P.26～27）

【平成30年7月豪雨の被災自治体への応援から明らかとなった課題の反映】

このほか、下記の平成30年7月豪雨の被災自治体への応援から明らかとなった課題をふまえています。

- ・復旧・復興のフェーズに応じた業務内容の明示と応援職員の適材適所の配置（同P.11～12、21～22、24～26）
- ・応援職員の円滑な引き継ぎの実施（同P.25）
- ・応援職員の市町災害対策本部員会議等への参加（同P.26、28）
- ・応援職員の活動に必要な資機材のリストアップ（同P.22、26～27）
- ・応援職員の宿泊所の情報提供（同P.22、26～27）

(2) 支援物資の受入れ

ア ワーキンググループ構成メンバー

四日市市、菰野町、朝日町、川越町

イ 手引書の主な留意点

- (ア) 支援物資の円滑な受入れと避難所への配送の調整を行うため、市町災害対策本部の物資部門と、物資拠点の担当を設置することが必要。（同P.53～54）
- (イ) 支援物資を円滑に避難所へ届けるため、物資拠点から避難所への配送ルートや配送手段を事前に整理することが必要。（同P.68）
- (ウ) 支援物資の在庫管理を適切に行うため、物資拠点のレイアウトを事前に整理することが必要。（同P.69）
- (エ) 物資拠点で円滑に荷さばきなどを行うことで、最も多忙な時期の職員の負担が軽減されるため、資機材（ハンドリフト、パレット等）を整備することが必要。（同P.61～62）

(3) ボランティアの受入れ

ア ワーキンググループ構成メンバー

四日市市、菰野町、四日市市社会福祉協議会、菰野町社会福祉協議会、
みえ災害ボランティア支援センター幹事団体

※ 幹事団体

- ・ 特定非営利活動法人みえ防災市民会議
- ・ 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター
- ・ 三重県ボランティア連絡協議会
- ・ 公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会
- ・ 日本赤十字社三重県支部
- ・ 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- ・ 三重県（防災企画・地域支援課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課）

イ 手引書の主な留意点

- (ア) 災害時に関係者が円滑に連携して活動できるようにするため、平時から関係団体と顔の見える関係を構築することが必要。(同P. 98、104)
- (イ) 様々なボランティアの強み・専門性を活かした活動を展開できるようにするための現地協働プラットフォーム（市町内外のボランティア団体等様々な関係者が参加し情報共有や連絡調整を行う場）の設置・運営の主体などを事前に決めておくことが必要。(同P. 104)
- (ウ) ボランティアを円滑に受入れ、効果的な被災者支援につなげるため、受け入れるボランティアの種類と活動内容を事前に把握することが必要。(同P. 95～97)
- (エ) 様々な被災者のニーズに的確に対応するため、市町災害対策本部と現地災害ボランティアセンターとの間で情報共有・連携を図ることが必要。(同P. 108)

4 県内各市町における推進方法について

手引書の作成後は、本年5月20日に実施した受援体制整備に向けた活動実験の映像記録もあわせて活用しながら、地方部単位での研修会の開催や、市町と連携した訓練の実施などにより実効性を高め、県内市町への水平展開を図ります。

5 手引書作成に係るスケジュール

平成30年12月17日	市町等防災対策会議
	・ 手引書（中間案）を全市町に説明し意見照会
12月～平成31年1月	各分野第3回ワーキンググループ
	・ 手引書（中間案）について意見交換
1月下旬～2月上旬	県内4地域で市町担当者との意見交換会
	・ 手引書（最終案）について意見交換
3月6日	三重県議会防災県土整備企業常任委員会への説明
	・ 手引書（最終案）について
3月下旬	手引書の作成

4 市町タイムライン基本モデル（中間案）について

1 市町タイムライン基本モデルの作成について

台風による被害を最小にするためには、県だけでなく、被害が想定される市町においても、タイムラインを運用し、県、市町、関係機関における事前対策を連携して取り組むことが重要となります。

このような中、市町のタイムライン策定を支援するため、「市町タイムライン基本モデル（以下「基本モデル」という。）」を作成し、「抜け・漏れ・落ち」のない的確な防災対策の徹底と、県民の適切な避難行動につなげることをめざします。

2 市町タイムライン基本モデル（中間案）の概要等について

(1) 構成

項目	内容	説明
1	基本的な考え方	タイムラインの説明や導入の効果、基本モデルの説明などを記載
2	タイムラインの策定手順	策定の手順や適切な避難行動を促進するための考え方、他部署や関係機関の参画について記載
3	運用上の留意事項	タイムラインの発動やレベル移行の考え方やゼロ・アワーの設定方法などを記載
4	その他	地区タイムラインの取組について記載
別紙 市町タイムラインひな型		

①基本的な考え方

- ・タイムラインは災害対応を時系列で整理した手順書（マニュアル）で、被害の最小化へつなげることを目的とします。
- ・タイムラインを導入することで、対策の「抜け・漏れ・落ち」の防止につながる等の効果があります。
- ・市町タイムラインひな型は台風を対象とし、概ね台風到達の5日前から運用することとしています。

②タイムラインの策定手順

- ア 対象災害やレベル移行基準等の基本事項の決定
- イ 策定に参画する部署や関係機関との検討会の開催
- ウ これまでの災害対応や今後行うべき対応等をもとに行動項目を抽出
- エ 抽出した行動項目をどの時期（レベル）に実施するか検討
- オ 各行動項目を、どの主体が実施するか検討
- カ タイムラインの完成

(留意点)

- ・被害を最小化するため、住民の適切な避難行動を促進する働きかけを行動項目に記載していく必要があります。
- ・市町タイムラインの運用に実効性を持たせるためには、災害対応に関わる部署や関係機関が参画してタイムラインを策定することが重要です。

③運用上の留意事項

- ・市町タイムラインでは、台風の接近状況や市町の配備体制に準拠したタイムラインレベルを設定し、レベルに応じた行動項目を整理する必要があります。
- ・市町タイムラインにおけるレベル移行は、レベル毎のトリガー（きっかけ）を設定する必要があります。
- ・市町タイムラインにおけるゼロ・アワーは、「台風上陸や台風接近に影響した大雨や暴風等が想定される時点（災害発生時）」等のことを指し、ゼロ・アワーまでに住民の避難や職員の退避を完了させておくことが望まれます。
- ・タイムラインの運用後は、実効性を高めるために振り返りを行い、修正を重ねていく必要があります。

④その他

- ・地区タイムラインを策定し、地区防災計画の一部として取組を進めることで、住民自らの安全を守る行動が促進され、住民の人的被害の最小化につながります。

(2) 特色

①策定までの手順を示し、市町の策定作業を支援

「検討会の開催」や「行動項目の抽出」などの手順を具体的に示し、市町のタイムライン策定を支援します。

②三重県版タイムラインを運用したノウハウの紹介

市町のタイムライン策定及び運用の参考となるよう、「関係機関への連絡方法」や「ゼロ・アワーの設定」など、三重県版タイムラインの運用で得たノウハウを紹介しています。

③住民の適切な避難行動の促進に重点を置いている

台風による人的被害を最小限に抑えるため、住民の適切な避難行動につなげることに重点を置き、避難行動を促進する行動項目例を盛り込むほか、事前に検討・整理しておくことを記載しています。

3 基本モデル作成に向けた取組状況について

モデル市町や関係機関が「県防災施策に関する研究会」の場を活用して、意見交換を行い、基本モデル作成に向けて取り組んでいます。

〔平成30年度第2回「県防災施策に関する研究会」（11月20日開催）での主な意見〕

①基本モデルに記載する行動項目について

- ・市町の担当者によって災害対応経験が異なるため、誰が見ても分かる表現にする必要がある。

②ゼロ・アワー（台風接近時の影響が最も大きいと想定される時点）の設定

- ・各市町は、三重県版タイムラインのゼロ・アワーをふまえ、気象庁や地方気象台が発表する気象情報等を参考にゼロ・アワーを設定するとよい。

③避難行動に繋げる取組

- ・避難情報の伝達は、防災行政無線の他、メールやSNS、ラジオ、テレビ等、様々な手段により、幅広い世代に向けて配信すると効果的である。
- ・関係機関と連携し、住民に対して避難の声掛けを実施している自治体では、実施前と比べ、避難する住民が増えたと感じる。

4 県内各市町における推進方法について

次年度以降は、市町タイムライン基本モデルを活用した市町向け説明会を開催し、各市町におけるタイムラインの策定を促進します。

5 基本モデル作成に係るスケジュール

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 平成30年12月17日 | 市町等防災対策会議 |
| | ・市町タイムライン基本モデル（中間案）を全市町に説明し、意見照会 |
| 平成31年1月中旬 | 県防災施策に関する研究会（平成30年度第3回） |
| | ・市町タイムライン基本モデル（最終案）について |
| 3月6日 | 三重県議会防災県土整備企業常任委員会への説明 |
| | ・市町タイムライン基本モデル（最終案）について |
| 3月下旬 | 市町タイムライン基本モデルの作成 |

5 平成30年台風接近に関する災害対策活動について

本年の台風の上陸数は現時点で5個と例年の平均値2.7個の2倍近い数値となっており、過去5年以内では平成28年の6個に次ぐ多さです。

伊勢市付近に上陸してから西へ進む異例のコースをたどった台風第12号、25年ぶりに非常に強い勢力のまま上陸し本県において1名の犠牲者が発生した台風第21号、「伊勢湾台風時に匹敵する記録的な高潮となるおそれ」と警戒を呼びかけた台風第24号などが、本県に接近あるいは通過し、県内に大きな被害が生じたところです。

こうしたなか、県災害対策本部としては、タイムラインに基づく時系列での対応、被害情報の収集、災害対策の検討、SNSによる県民への呼びかけ、市町災害対策本部への支援等、様々な活動を実施しました。

なお、本県に接近した台風ごとの被害状況や対応状況は別表資料(P33)のとおりです。

1 災害対応に関する成果と課題

(1) 県内部及び関係機関と連携した対応について

台風接近前にタイムラインを発動し、各行動項目に即して計画的に実施したことで、抜け・漏れ・落ちのない対策につながりました。

また、市町が設置する避難所への避難者は、前年度と比べて増加したものの、一方で、避難率は依然低い状況にあることから、避難を必要とする人が適切に避難行動をとれるよう、啓発や体制整備を含む対策を総合的に進める必要があります。

〈県災害対策本部における主な活動内容〉※(新)は本年度新たに実施した対策

- ①県関係機関のイベントの延期・中止の決定の速やかな判断
- ②部長級会議の実施による各部局で連携した対策の実施
- ③知事から停電への備えに関する呼びかけ(新)
- ④市町への緊急派遣チームの実施、防災ヘリを活用した被害情報の収集
- ⑤津地方気象台のリエゾン(情報連絡員)から気象情報を直接収集し、情報発信(新)など

(2) SNSによる情報発信について

昨年、本県に大きな被害をもたらした台風第21号に関する検証結果等をふまえ、県民へのわかりやすい情報提供等に努めたところです。

特に、気象台とも連携しながらSNS(ツイッター、LINE)でのわかりやすい表現での情報発信に努めた結果、県民による情報の拡散も生まれ、県民への情報提供が進みました。

今後も、よりわかりやすい情報提供に努めるとともに、多くの方に情報が届くよう、普及啓発に努める必要があります。

(3) 緊急派遣チームの市町への派遣について

台風災害に備え、県（地方災害対策部）から過去最多となる延べ75名（昨年度64名）の職員を県内23市町に派遣し、市町災害対策本部での業務支援、情報収集のほか、県災害対策本部や気象台からの情報伝達等を行うことで、迅速な災害対応につながったものと考えます。また、多くの職員が市町での災害対応を経験した結果、今後の災害活動に生かしていくことが可能となりました。

今後も、県職員の災害対応力を向上させ、市町が必要とする支援を進める必要があります。

(4) 停電対策について

今年の台風では多くの家庭で停電が発生し、県民生活に大きな影響が出たところです。また、市町災害対策本部へも停電の問い合わせが数多く寄せられ、災害対策活動にも影響が出ました。

このため、電力会社の協力も得て、復旧見込み状況のきめ細かな発信、電話受付や停電に関する広報の拡大、停電への備えや熱中症対策の情報提供などを進めたことで、住民の不安感の低減に一定寄与できたものと考えます。

今後も、停電に対する事前対策の実施や停電時の情報提供について、市町とも連携しながら、さらなる充実を図る必要があります。

2. 今後の取組

(1) 避難行動の促進

今年度実施した「防災に関する県民意識調査」（速報）の回答では、地震や局地的大雨で「避難しない」が増加、「市町からの避難勧告等が出されてから避難を考える」が減少しています。昨今の災害により県民の防災意識は高まっているものの、自身の避難行動につなげようとする意識は低下していることから、適切な避難行動を促すための方策が必要です。

このため、県民に対して、①自然災害に対する理解の促進、②防災情報の適切な伝達、③避難行動につなげる「共助」の取組の促進を、総合的に進めていきます。

特に、②、③に関しては、市町に対して、研修会の場等を通じて先進事例の提供や市町タイムラインの策定等を働きかけることで、災害時の適切な避難行動の促進につなげていきます。

(2) 県民への情報提供

県民意識調査では、「防災みえ.jp」（ホームページ）の認知度は半数を超えたものの、SNSの認知度は2割未満とまだまだ低い状況です。

このため、特に若年層へのアプローチを意識しつつ、来年の伊勢湾台風60周年や昭和東南海地震75周年に合わせた啓発など、様々な手段を用いて利用メリットを周知するなどして、利用促進を図ります。

(3) 職員の防災対応力向上

災害対策活動を行う職員等の防災対応力の更なる向上を図るため、研修の充実等に取り組めます。

(4) 関係機関との情報共有、連携の強化

電力会社に加え、関係機関との情報共有の充実、気象台や防災関係機関との連携をさらに強め、災害対策の充実を図ります。

平成30年本県に接近した台風に関する主な被害状況等について

		台風第12号	台風第19,20号 ※注	台風第21号	台風第24号
1 タイムライン	①発動	7月25日(水)8時30分	8月17日(金)13時 (台風第19号)	8月30日(木)10時	9月26日(水)13時
	②ゼロ・アワー	7月28日(土)18時	8月23日(木)18時 (台風第20号)	9月4日(火)12時	9月30日(日)16時
	③解除	7月29日(日)16時41分	8月24日(金)21時35分 (台風第20号)	9月5日(水)17時	10月1日(月)15時30分
2 災害対策本部	①設置	7月28日(土)12時48分	8月23日(木)10時3分 (台風第20号)	9月4日(火)2時30分	9月29日(土)12時51分
	②廃止	7月29日(日)16時41分	8月24日(金)21時35分 (台風第20号)	9月5日(水)20時00分	10月1日(月)15時30分
3 人的被害		軽傷:3名	軽傷:1名 (台風第20号)	死者:1名 重傷:2名 軽傷:32名	重傷:2名 軽傷:4名
4 避難の状況 (ピーク時)	避難世帯	1,271世帯	1,084世帯 (台風第20号)	2,719世帯	4,577世帯
	避難人員	1,733人	1,402人 (台風第20号)	3,849人	6,841人
5 LINEによる呼びかけ数		23回	61回 (台風第19号:1回、 台風第20号:60回)	54回	87回
6 緊急派遣チームの状況		県(地方災害対策部)から管内 市町へ15名派遣 ※6地方部、12市町	県(地方災害対策部)から管内 市町へ21名派遣 (台風第20 号) ※9地方部、18市町	県(地方災害対策部)から管内 市町へ17名派遣 ※8地方部、15市町	県(地方災害対策部)から管内 市町へ22名派遣 ※9地方部、19市町
7 停電件数	ピーク時	約96,810戸 中部電力:約96,810戸 関西電力:0戸	約31,630戸 (台風第20号) 中部電力:約19,600戸 関西電力:約12,030戸	約246,860戸 中部電力:約236,300戸 関西電力:約10,560戸	約93,190戸 中部電力:約84,990戸 関西電力:約8,200戸
	概況	津市街地で広範囲に停電が発生	松阪市山間部で倒木による停電が多数発生 (台風第20号)	県全域で広範囲に停電が発生	・県南部の山間地域において、倒木による停電が発生 ・台風通過後、志摩半島沿岸部で塩害による停電が発生
8 参考 (台風の特徴)		伊勢市付近に上陸後、異例の西進「逆走台風」	強い勢力で暴風域を伴い、徳島県に上陸 (台風第20号)	非常に強い勢力を保ったまま徳島県に上陸	強い勢力で和歌山県に上陸

※注 : 台風第19号の5日進路予想で三重県エリアが予報円に入ったためタイムラインを発動し、その後、対象を台風第19号と第20号にする旨変更。

6 平成30年度大規模津波防災総合訓練について

今年度の県総合防災訓練は、国土交通大臣が出席する中、国土交通省が「世界津波の日」(11月5日)をふまえて開催する「大規模津波防災総合訓練」と同時に開催しました。

県としては、総合防災訓練のテーマである「関係機関の連携」「住民参加」「地域の災害特性」をふまえつつ、コンビナートや離島、外国人対応も含めた応急対応を、国土交通省、四日市市、鳥羽市、四日市港管理組合、関係機関等と一体的に実施しました。

1 訓練日時・場所・想定

- (1) 日 時 平成30年11月3日(土) 9時～12時
- (2) 場 所 <メイン会場> 四日市市霞二丁目(四日市港霞ふ頭)
<サテライト会場> 鳥羽市桃取町(答志島)
- (3) 想 定 南海トラフ地震(震源:三重県南東沖、地震の規模:M9.1)
- (4) 主 催 国土交通省、三重県、四日市市、鳥羽市、四日市港管理組合

2 参加規模

- (1) 参加機関 自主防災組織、防災関係機関、各種協定締結団体等 123団体
- (2) 参加人数 訓練参加約1,300人、見学参加約500人 計約1,800人

3 訓練内容及び成果

(1) 関係機関の連携(国南海トラフ地震応急対策活動計画と県広域受援計画の連携)

今年5月に開催した「三重県受援体制整備に向けた活動実験」では、国による海上からの緊急物資輸送を想定し、四日市港に入港した船舶から北勢広域防災拠点経由で各市町へ配送する手順を確認したところです。

今回(11月)の訓練では、この想定部分であった入港前の作業手順について、海底沈降物調査や漂流物除去等の航路啓開、岸壁等の港湾施設被害調査を経て、船舶着岸から物資を陸揚げするとともに、積載したトラックが北勢広域防災拠点に向けて出発するまでの連携訓練を実施しました。

これら一連の訓練により、県広域受援計画における緊急物資輸送の実効性を高めることが出来ました。

(2) 住民参加

メイン会場では、四日市コンビナート企業および外国人留学生等が四日市港ポートビルへ、また、サテライト会場では、鳥羽市桃取町の住民が周囲の高台への避難訓練を実施しました。

特に桃取町では、住民の約4割の方が参加し、改めて防災意識を高めていただく機会となりました。

(3) 地域の災害特性

コンビナート火災に対応する陸上からの消火訓練、流出油による海面火災を想定した各種船舶による消火訓練を実施しました。

また、離島への対応として、県防災ヘリによる現地上空からの映像伝送、陸上自衛隊ヘリと海上保安庁船艇による緊急物資の輸送、中長期にわたる避難生活を想定した避難所運営の訓練を実施しました。

これら災害特性に対応するためには、地域住民、行政、関係機関が連携し、一体となって取り組んでいく必要があることを再確認しました。



メイン会場 開会式



メイン会場 訓練状況



サテライト会場 避難状況



サテライト会場 避難状況

7 「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」(仮称)の 中間案について

1 計画策定の目的

本年4月、消防庁の基本指針の改正により、都道府県の消防広域化推進計画の再策定が示されました。このため、県では、広域化と広域化につなげる連携・協力にかかる市町の自主的な取組を進めることを目的に、各消防本部の隊数や消防車両等の状況を示した「消防力カード」に基づき現状や課題を聞き取るとともに、地域ごとの広域化及び連携・協力の取組状況をふまえた今後の取組について各消防本部と議論を重ね、推進計画(中間案)としてとりまとめました。

2 計画の基本的事項

推進計画では、

- ①消防の広域化及び連携協力の経緯等
- ②消防を取り巻く環境の変化と三重県の消防の現況
- ③消防力の向上に向けた取組
 - ・10年間の振り返りと10年後の消防の姿
 - ・今後の消防の広域化及び連携・協力の推進について
- ④消防の広域化及び連携・協力のために必要な措置

等を基本的事項とするとともに、中長期的な広域化を展望しつつ、推進期限である5年間の各地域における取組内容を記載しています。

3 中間案の内容

(1) 消防の広域化及び連携・協力の経緯等 (第2章 P2~P9)

ア 消防の広域化及び連携・協力の基本指針の改正

消防庁は、平成18年7月、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定め、広域化を進めてきましたが、その後、二度にわたる基本指針の改正により、推進期限を2024年4月1日までとするとともに、県推進計画を再策定することが求められました。

また、広域化の取組と並行し、通信指令業務の共同運用など事務の一部における「消防の連携・協力」を進めることとされ、平成29年4月、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を制定しましたが、その後、広域化の基本指針と合わせて改正が行われ、推進期限が2024年4月1日まで延長されました。

イ 全国の広域化及び連携・協力の取組状況

平成18年の消防組織法の改正以降、全国の52地域で広域化が実現し、平成30年4月1日までの間に約1割(83消防本部)が減少しましたが、管轄人口が10万人未満の小規模消防本部は依然として約6割を占めています。

また、消防の連携・協力については、平成30年4月1日現在で47の地域・193消防本部において、消防指令センターの共同運用が実現しています。

(2) 消防を取り巻く環境の変化と三重県の消防の現況 (第3章 P10~P27)

ア 消防を取り巻く環境の変化と対応すべき課題

- ①単独消防本部で対応できない大規模災害及び火災等への対応
- ②高齢化による救急需要の増加、人口減少による市町の財政面の制約
- ③高速道路等の社会資本整備による大規模事故発生に備えた消防体制の強化
- ④女性消防吏員の活躍推進への対応
- ⑤ハラスメント等への対応

イ 三重県の消防の現況

①消防本部の現状

- ・特定小規模消防本部(消防吏員数が50人以下): 1消防本部
- ・準特定小規模消防本部(消防吏員数が100人以下): 4消防本部
- ・小規模消防本部(管轄人口が10万人未満): 9消防本部

②消防の活動状況

- ・救急出動件数: H19 73,409件 → H29 94,160件(20,751件、28%増)
年々増加、急病の割合も年々増加し全体の約65%

③消防力の状況

- ・消防吏員数: H19 2,361人 → H29 2,540人(179人、8%増)
- ・はしご自動車充足率: 3消防本部で未配置
- ・化学消防車充足率: 3消防本部で基準未滿
- ・消防水利充足率: 76.1%

ウ 広域化及び連携・協力の取組の継続の必要性

県内消防の現況を見ると、消防吏員数は平成29年度までの10年間で8%増加しているものの、特殊自動車や消防水利などは一部で不十分な状況が見受けられ、一方で救急出動件数は28%増加しています。また、小規模な消防本部は体制強化が課題となっています。

消防体制の現況をふまえると、行財政上の様々なメリットを実現することができる消防の広域化及び連携・協力は有効な一つ的手段であり、引き続き、広域化や広域化につなげるための連携・協力の取組を進めていく必要があります。

(3) 消防の広域化及び連携・協力の実現に向けた取組 (第4章 P28~P37)

ア 10年間の振り返り

県では、平成20年3月に「県消防広域化推進計画」を策定、また、平成26年3月には「県消防広域化推進計画(改訂版)」を策定し、「伊賀市・名張市地域」、「四日市市・菟野町地域」、「鳥羽市」を優先的に広域化に取り組む地域と定め、以下のとおり広域化及び連携・協力の実現に向けた取組を進めてきました。

①伊賀市・名張市地域

平成29年度末頃から、伊賀市消防本部と名張市消防本部との間で、通信指令業務の共同運用に関する勉強会を開催し、その中で、データ移行による業務の一元化のための指令台改修が技術的に困難であることが判明しましたが、引き続き、次の通信指令台更新時における連携・協力の取組について検討することとなりました。

②四日市市・菰野町地域

平成 28 年度から桑名市・四日市市・菰野町の 3 消防本部で三重北消防指令センターにおいて通信指令業務の共同運用に取り組むとともに、四日市・菰野ブロック消防広域化研究会において広域化の研究を進めてきました。

現時点で広域化の進展には至りませんでした。今後、幅広く広域化や連携・協力について研究することとしています。

③鳥羽市（志摩広域・鳥羽市地域）

過去の検討において近隣自治体との広域化のメリットが見い出せず、広域化の検討は進んでいませんが、志摩広域消防組合と鳥羽市消防本部との間で通信指令業務の共同運用など、連携・協力の取組について検討することとなりました。

④鈴鹿市・亀山市・津市地域

平成 29 年度から、鈴鹿市消防本部と亀山市消防本部の間ではしご自動車の共同整備に関する検討が進められています。

また、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、津市消防本部において、通信指令業務の共同運用について、新たに検討することとなりました。

イ 10 年後の消防体制の姿

今後の人口の減少、消防需要の変化等の進展もふまえ、おおむね 10 年後の消防体制の姿については、以下のことが見込まれます。

①小規模消防本部における管轄人口の減少

小規模消防本部ほど人口減少率が大きく、県内の小規模消防本部のうち 4 消防本部で 3 割以上減少することが見込まれ、消防本部の小規模化の進展が懸念されます。

②高齢化と人口の低密度化

高齢化の進展により今後も引き続き、救急搬送件数の増加が見込まれます。また、人口が低密度化しても、必要な署所等の数はあまり変化せず、引き続き救急や救助の即応体制を確保していく必要があります。

③指令センター等の大規模施設の更新

次期消防指令センター更新時に通信指令業務の共同運用を見据えた体制を検討するのであれば、今の時期から検討を開始していく必要があります。

ウ 今後の消防の広域化及び連携・協力の取組について

①消防の連携・協力の推進について

連携・協力については、これまで広域化を進めてきた地域を中心に新たな検討会の設置や検討項目の追加の動きがあり、前向きな議論が進められつつあります。

今後は、消防庁が示す推進期限の5年間において、県としてもオブザーバーで参加するなど、積極的に支援し、集中的に議論を進め、結論を得ることをめざします。

[通信指令業務の共同運用に関する研究]

- ・津市・鈴鹿市・亀山市地域（津市消防本部、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部）
- ・志摩広域・鳥羽市地域（志摩広域消防組合、鳥羽市消防本部）
- ・伊賀市・名張市地域（伊賀市消防本部、名張市消防本部）

[はしご自動車の共同整備に関する協議]

- ・鈴鹿市・亀山市地域（鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部）

②消防の広域化の推進について

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に対応していくためには、消防の広域化が消防力の維持・強化には有効な手段の一つであることから、原則として、現行の広域化対象市町の組合せを踏襲しつつ、連携・協力などの取組をステップとして中長期的な広域化も展望しながら、取組を進めていきます。

(4) 広域化及び連携・協力推進のために必要な措置（第5章 P38～P40）

県の支援措置については、引き続き以下のことに取り組むものとします。

- ア 先進事例等の情報提供や課題に対する解決策等の助言
- イ 関係市町間の協議の積極的な仲介、調整等
- ウ 消防体制強化の支援

4 今後のスケジュール

平成30年12月～平成31年1月	各消防本部への意見照会 有識者への意見聞き取り パブリックコメント
1月～2月	推進計画（最終案）の作成
3月6日	三重県議会防災県土整備企業常任委員会への説明
3月下旬	推進計画の作成